

令和8年度ひなたの出逢い・子育て応援運動啓発・情報発信業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度ひなたの出逢い・子育て応援運動啓発・情報発信業務委託

2 業務の目的

出逢い・子育てを応援する機運の醸成やライフステージに応じた支援を通して、希望どおりに家族を持つことができ、子育てを楽しいと感じられるみやぎづくりを推進する「ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業」（以下「応援運動」という。）の取組及び県、市町村等の実施する出逢い・子育て支援に関する取組について、効果的な情報発信を実施することにより、当該事業の啓発及び円滑な推進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託料

2,258,550円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

5 業務の内容

- ・ 県、市町村、応援運動参加企業・団体の主催・後援する子育てに関する取組み、イベント情報その他の子育てに関する情報（以下「子育て情報等」という。）の定期的な収集・集約を行い、週1回程度の頻度で県ポータルサイトへ掲載すること。
- ・ 子育て情報等の周知のため、既存のLINEアカウントにより、効果的なプッシュ型広報を実施すること。（月2回程度）
- ・ 子育て情報等の周知のため、既存のInstagramアカウントにより、効果的な広報を実施すること。（月2回程度）
- ・ 県の取組等について、SNS広告等効果的な方法により広報すること。（月1回程度）
- ・ 企画提案書の中でSNSアカウントの認知度向上及びフォロワー獲得のため、県関係課含む他のアカウントとの連携やキャンペーン等について提案すること。
- ・ 応援運動参加企業・団体に対し月2回程度の頻度で配信するメルマガについて、配信内容を都度作成し、県に提供すること。
- ・ 応援運動のロゴの積極的な周知及び活用を行うこと。
- ・ 応援運動のステッカーを以下のとおり作成すること。なお、デザインは既存のものとする（別添）。
 - ① 耐水・耐擦過性：ツヤ・ラミネート・塩ビ素材
 - ② 大サイズ（25cm直径）×100枚、通常サイズ（12cm直径）×70枚

6 成果品

受託者は、委託業務を完了した時は、以下を定められた期日までに提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 本業務により完成した成果物および成果データ

7 受託者の事業遂行上の注意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連携をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 性別役割分担意識等の特定の価値観を押しついたり、結婚や子どもを持つことへのプレッシャーを与えたりすることがないように、必要に応じて有識者の助言を受ける等の措置をとること。
- (4) 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態があることなどに配慮すること。
- (5) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (6) 委託業務により作成するコンテンツ等の最終デザインは、県と協議の上、決定すること。

なお、委託業務の内容については、企画提案により受託者が特定した後、県との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。

- (7) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (8) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (9) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とすること。
- (10) 受託者は、業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (11) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (12) 委託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

8 その他

情報発信に必要なSNS及びウェブサイト（県ポータルサイト）は、県が指定する。